

宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

令和元年 7 月 25 日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第 1 条 県は、介護サービス事業者が、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など就労環境の整備を進めることにより、介護従事者の確保を図るため、予算で定めるところにより、介護サービス事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「介護ロボット」とは、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和元年 5 月 10 日付け老総発 0510 第 1 号、老高発 0510 第 1 号、老振発 0510 第 1 号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長通知）別紙 1 「介護ロボット導入支援事業実施要綱」において補助対象となる機器をいう。

(補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条 1 項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス、同条第 26 項に規定する施設サービス、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設又は同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）の指定又は許可を受けた宮崎県内に所在する事業所を運営する者。
- (2) 県税に未納がないこと
- (3) 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額	限度台数
介護ロボットの導入に要する経費（介護ロボットを導入する際の必要な諸経費を含む。）とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器に係る経費その他次に掲げる経費は、補助の対象外とする。 1 消費税及び地方消費税 2 機器のメンテナンス費用 3 パソコン、タブレット、スマートフォンなどの通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費 4 その他、本事業として適当とは認められない費用	補助額は1台につき30万円とする。ただし、補助対象経費が60万円未満のものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。	施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とし、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。ただし、小数点以下の端数についてはこれを切り上げる。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金等交付申請書（別紙1）に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 導入計画書（別記様式第1号）
- (2) 申請額算出内訳書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 購入予定機器の見積書
- (5) 購入予定機器のカタログ、パンフレット等
- (6) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (7) 第3条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（第8条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数を経過するまで知事の承認を受けず、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 規則第 21 条の規定による知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、知事の指示により、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除くものとする。
- (9) 前各号に掲げる条件に違反し、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合には、知事の指示により、補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第 8 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更がない場合又は補助事業の実施に必要な経費の総額の 20% 以内の減額の変更とする。

（状況報告）

第 9 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度から 3 年間、毎年度 4 月末日までに導入効果報告書（別記様式第 5 号）によって行わなければならない。

(補助金の交付方法)

第 10 条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第 11 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（別紙 3）に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書兼事業実績書（別記様式第 7 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 8 号）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 導入した介護ロボットの写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 25 日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。